

# 補助金の対象となる職員の皆様へ

## 技能・経験に着目した加算

詳しい制度については、裏面をご確認ください。

認証保育所においてキャリアアップの仕組みを構築し、一定の技能・経験を有する職員について処遇改善を行う制度です。



# 技能・経験に着目した加算のご案内 (認証保育所職員向け)

## 1 本制度の目的

本制度は、認証保育所においてキャリアアップの仕組みを構築し、一定の技能・経験を有する職員について処遇改善を行うことで、職場への定着を図ることを目的として実施しているものです。以下の①～③を満たす職員に行った賃金改善に要した費用について、区は施設に補助します。

- ①職位の発令を受けていること
- ②職位に応じた経験年数以上であること
- ③保育士等キャリアアップ研修を所定の分野数以上修了していること

## 2 補助金の支給の仕組み

**施設は、本制度を活用し、補助金相当額を職員の皆さまへ賃金として支給します。**  
施設は、職員へ支給した額について、補助金として区に請求します。



## 3 賃金改善の内容

職員の皆さまには、基本給の引き上げまたは各種手当により支給されます。  
※支給方法や金額は施設により異なる場合があります。

## 4 職員の皆さまに確認していただきたいこと

- ・補助制度に基づく賃金改善の内容について、施設から説明を受けているか
  - ・給与明細等において、手当や賃金の増額が反映されているか
- ご不明な点がある場合は、施設へご確認ください。

## 5 施設の責務

- 施設は、補助金について以下を遵守する必要があります。
- ・補助金の適正な管理および支給
  - ・職員への説明
  - ・正確な書類の作成および区への報告

## 6 不支給が発覚した場合の相談窓口

勤務する施設において、万が一補助金の不支給等があった場合、区の相談窓口までご相談ください。  
相談窓口: 世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課 認可外保育施設担当  
電話番号: 03-5432-2324